

# 新たな取組指標について

1. 公共工事の現状（建設産業の役割と課題）
2. 品確法の改正と発注者協議会の取り組み
3. 新・全国統一指標について
4. 九州独自指標について
5. 新たな取組指標の目標値（案）について

令和2年11月19日

国土交通省 九州地方整備局 技術管理課

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通省  
九州地方整備局

## 1. 公共工事の現状（建設産業の役割と課題）

## 建設産業の役割

建設産業は、**地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手**であると同時に、**地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手**として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う。

### 【災害の応急対応】

○(一社)熊本県建設業協会  
平成28年熊本地震では、被災状況の把握に努めると共に道路啓開作業や応急作業等を迅速に対応。



### 【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシッピ川に係る高速道路橋の落橋事故(2007年米ミネソタ州)】(出典: MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋(鋼2径間単純トラス橋)の落橋(2007年)

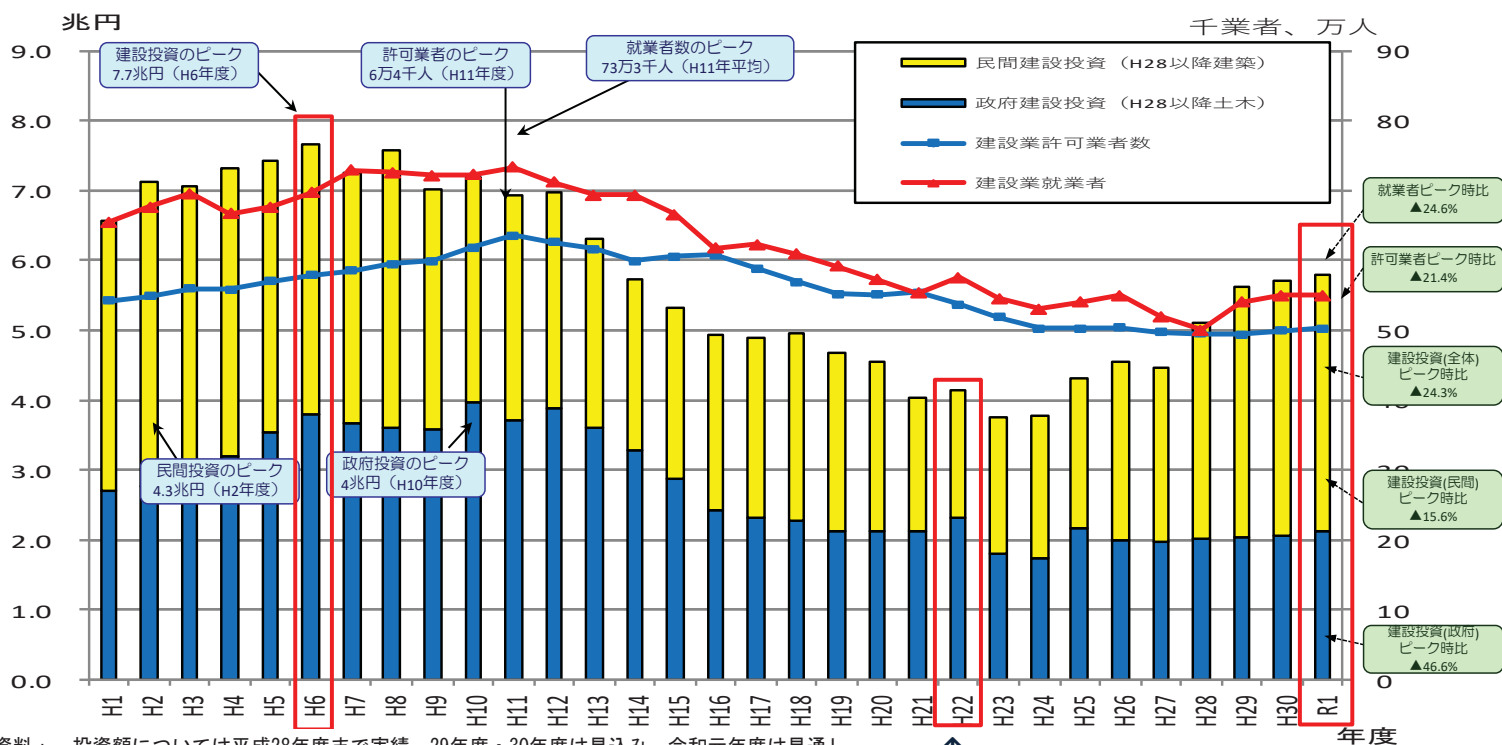
## 現下の建設産業を取り巻く環境

近年の建設投資の急激な減少や競争の激化等により、建設企業の経営を取り巻く環境の悪化と、現場の技能労働者の減少、若手入職者の減少といった構造的な課題に直面。

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題。

# 公共工事の現状(九州の建設投資、許可業者数及び建設就業者数の推移)

- 建設投資額(令和元年度見通し)は前年度1.4%増の5.79兆円で、ピーク時(6年度)から約24.3%減。 全国比 9.2%
- 建設業者数(令和元年度末)は約5万業者で、ピーク時(11年度末)から約21.4%減。 全国比11.0%
- 建設業就業者数(令和元年平均)は約55万人で、ピーク時(11年平均)から約24.6%減。 全国比11.6%



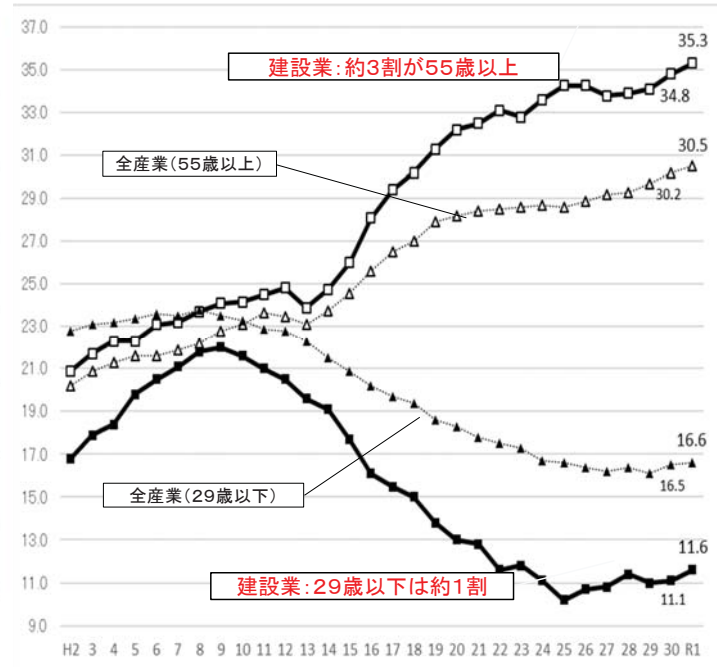
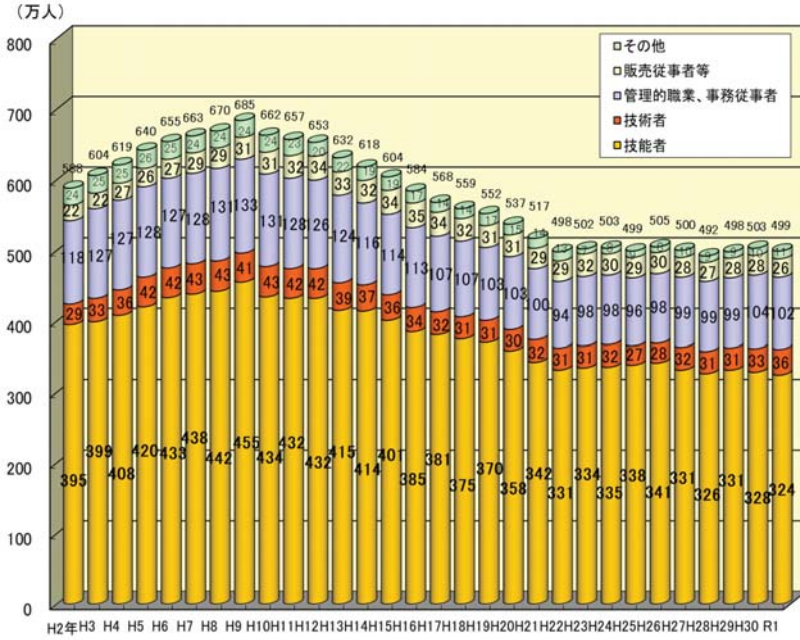
資料: 投資額については平成28年度まで実績、29年度・30年度は見込み、令和元年度は見通し(H29以降は、建築=民間投資、土木=政府投資として作成している)  
許可業者数は、国土交通省調べ(各年度末現在)  
就業者数は、総務省及び沖縄県の「労働力調査」より作成(年平均)

## 技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 499万人(R1)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 36万人(R1)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 324万人(R1)

## 建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約35%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。  
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成30年と比較して55歳以上が約1万人増加、29歳以下は約2万人増加。



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

## 2. 品確法の改正と発注者協議会の取り組み

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正<sup>※</sup>し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

<sup>※</sup>担い手3法の改正(公共工物品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

## 新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待  
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正  
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、  
5年間の成果をさらに充実する  
新・担い手3法改正を検討

## 担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶  
価格のダンピング対策の強化  
建設業の就業者数の減少に歯止め

## 品確法の改正 ~公共工事の発注者・受注者の基本的な責務~ <議員立法>

<p><b>○発注者の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な工期設定(休日、準備期間等を考慮)</li> <li>施工時期の平準化(債務負担行為や繰越明許費の活用等)</li> <li>適切な設計変更(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)</li> </ul> <p><b>○受注者(下請含む)の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な請負代金・工期での下請契約締結</li> </ul>	<p><b>○発注者・受注者の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信技術の活用等による生産性向上</li> </ul>	<p><b>○発注者の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択</li> <li>災害協定の締結、発注者間の連携</li> <li>労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用</li> </ul>	<p><b>○調査・設計の品質確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加</li> </ul>
<h3>働き方改革の推進</h3>	<h3>生産性向上への取組</h3>	<h3>災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保</h3>	
<p><b>○工期の適正化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告</li> <li>著しく短い工期による請負契約の締結を禁止(違反者は国土交通大臣等から勧告・公表)</li> <li>公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化&lt;入契法&gt;</li> </ul> <p><b>○現場の処遇改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険の加入を許可要件化</li> <li>下請代金のうち、労務費相当については現金払い</li> </ul>	<p><b>○技術者に関する規制の合理化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認</li> <li>主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要</li> </ul>	<p><b>○災害時における建設業者団体の責務の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化</li> </ul> <p><b>○持続可能な事業環境の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理責任者に関する規制を合理化</li> <li>建設業の許可に係る承継に関する規定を整備</li> </ul>	

## 建設業法・入契法の改正 ~建設工事や建設業に関する具体的なルール~ <政府提出法案>

<sup>※</sup>平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律 R1改正時の概要

(令和元年6月7日成立、6月14日施行)

## 背景・必要性

### 1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

### 3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

### 2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

### 4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

## 法案の概要(改正のポイント)

### I. 災害時の緊急対応の充実強化

#### 【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

#### 【発注者の責務】

- 緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携
- 労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

### II. 働き方改革への対応

#### 【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

#### 【発注者の責務】

- 休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- 公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

#### 【公共工事を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

### III. 生産性向上への取組

#### 【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

### IV. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))及び設計について**広く本法律の対象**として位置付け

### V. その他

#### (1) 発注者の体制整備

- 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

#### (2) 工事に必要な情報(地盤状況)等の適切な把握・活用【基本理念】

- 公共工事の目的物の適切な維持管理
- 【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】



**運用指針とは**：品確法第22条に基づき、**地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)**

- ◆各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- ◆**国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

## 工事

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

## 測量、調査及び設計【新】

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

9

# 九州ブロック発注者協議会について

### ◆九州ブロック発注者協議会の目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、各発注者が以下の取り組みを実施することにより、九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与すること

- ・ 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等についての情報交換
- ・ 発注者間における連携体制の強化
- ・ 建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進

### ◆目的達成に向けた各種施策

#### ①公共工事の品質確保の促進に関する施策

- ➔ 発注体制の把握と自己評価等による発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み  
※一層の発注関係事務の改善に向けた全国統一指標の導入 **H29年度より実施**
- ➔ 発注見通しの統合公表の取り組み  
※発注情報の一元化に向けた取り組み **H29年度より実施**
- ➔ 各発注者における総合評価落札方式の取り組み状況について情報共有

#### ②建設生産システムにおける生産性向上に関する施策

- ➔ i-Constructionなど建設現場の生産性向上に向けた取り組みの情報共有等

#### ③発注者の支援に関する施策

- ➔ 総合評価落札方式等の入札契約方式の導入に対する支援
- ➔ 県部会を通じた市町村への施策実施に向けた働きかけ、技術的支援等

#### ④その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

- ➔ 新たな入札契約制度等に関する情報提供等

## ① 九州ブロック発注者協議会

### <目的>

・「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本指針）」及び「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化するとともに、建設生産システムの効率化に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的とする。

### <構成員>

- (国) 九地整局長、関係省庁出先機関部長等
- (県・政令市・代表市) 土木部長等
- (特殊法人等) 九州に組織を有する機関の部長等

## ② 幹事会

### <活動内容>

・各種施策の取り組み状況の情報交換及び推進・強化に向けた意見交換等

### <構成員>

- (国) 九地整企画部長、関係省庁出先機関課長等
- (県・政令市・代表市) 技術管理担当課長等
- (特殊法人等) 九州に組織を有する機関の課長等

## ③ 専門部会

### <活動内容>

・地域の実情を踏まえた各種施策の推進を図るため、実務担当者による施策検討・情報共有等  
(品確協議会作業部会、発注者間の連携強化に向けた検討会の組織を存続)

## ④ 県部会

### <活動内容>

・市町村へ施策実施に向けた働きかけ、支援要望等の情報交換(品確協議会県部会の組織を存続)

### <構成員>

- (県) 土木部長等
- (市町村) 技術管理担当部長、課長等

## ⑤ 品質確保研究会

### <活動内容>

・実務担当者による情報交換等  
(品確協議会県部会品質確保研究会の組織を存続)

11

# 九州ブロック発注者協議会の取組成果と新たな取組指標

## ◆発注関係事務に関する自己評価 (H27～)

・運用指針における発注関係事務を適切に実施するための取り組むべき事項108項目のうち、**31項目**について**自己評価**を実施

**成果** 歩切りの完全撤廃など

## ◆全国統一指標 (H29～)

・発注関係事務について客観的な状況を把握できる全国統一指標を設定し定期的に**結果を公表**

### 成果

①適正な予定価格の設定	○最新の積算基準と基準対象外の要領を整備	41% (H29.9)	➡ <b>64%</b> (R2.3)
	○最新単価を用いて積算を実施	88% (H29.9)	➡ <b>99%</b> (R2.3)
②適切な設計変更	○設計変更ガイドラインを策定、活用	20% (H29.9)	➡ <b>38%</b> (R2.3)
③施工時期の平準化(件数)	○平準化率0.6以上の機関数	24% (H29.9)	➡ <b>55%</b> (R2.3)

各指標とも改善傾向が見られる

## ◆新たな取組指標

・改正品確法及び改正運用指針の理念実現のため新たな取組指標を設定

### ◆新・全国統一指標 (R2～)

・R2.5.20(記者発表)から運用開始

### ◆九州独自指標 (R3～)

・R2九州ブロック発注者協議会で設定予定

### ◆今後の予定

- ・継続的な各機関の指標値把握と結果の公表
- ・各発注者の立ち位置等を把握した後、目標設定及び指標の活用策等を検討

12

- 令和元年品確法の改正に伴い、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた「新たな全国統一指標」を設定し、取組を強化していく。
- これまでの取組状況等も踏まえ、地域ブロック毎に「地域独自指標」を設定し、取組を推進する。

## 工事

## 測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定 【既存指標】
- ② 歩切りの根拠 【達成】
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】 【既存指標】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更 【既存指標】
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

# 「新・全国統一指標」 + 「地域独自指標」の設定

13

## 新たな取組指標の検討スケジュール(案)

4/30	施工時期の平準化の進捗・取組状況を「見える化」(本省発表)
5/20	新・全国統一指標の項目が決定(本省発表)
7/1	九州ブロック発注者協議会(書面開催) ◆新・全国統一指標の公表内容、計算手法【意見照会】 ◆九州独自指標(案)の項目【意見照会】
9月～10月	◆発注者協議会(書面開催)で実施した【意見照会】の結果を周知 ◆新・全国統一指標、九州独自指標(案)の基準値、目標値【意見照会】
9月～10月	各県部会 ◆新たな取組指標(新・全国統一指標、九州独自指標)について周知
11/19	九州ブロック発注者協議会 幹事会(WEB+対面の併用) ◆基準値、目標値の【意見照会】の結果を周知
12月上旬	◆新・全国統一指標の基準値(R1実績値)、目標値の決定・公表 ◆九州独自指標(案)の基準値(R1実績値)、目標値の決定・公表
12月頃	新・全国統一指標・地域独自指標の基準値・目標値をまとめて公表(本省発表)
R3以降(毎年度)	指標の実績値をフォローアップ



14

## 3. 新・全国統一指標について

### 品確法改正を踏まえた「新・全国統一指標」の項目

#### 工事

##### ①地域平準化率（施工時期の平準化）

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率（地域ブロック単位・県域単位で公表）

※地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率（H30実績、参考値）を併せて公表

##### ②週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合（地域ブロック単位・県域単位で公表）

※週休2日対象工事：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

##### ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合（県域単位で公表）

#### 測量、調査及び設計（業務）

##### ①地域平準化率（履行期限の分散）

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合（地域ブロック単位・県域単位で公表）

##### ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合（県域単位で公表）



## 4. 九州独自指標について

### 品確法改正を踏まえた「九州独自指標」の項目

#### 工事

##### ①最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況

国等・都道府県・市区町村の発注工事において、最新の積算基準の適用割合

##### ②設計変更ガイドラインの策定・活用状況

国等・都道府県・市区町村の発注工事に対する適切な設計変更を実施するためのガイドライン等の策定率

#### 測量、調査及び設計（業務）

##### ①ウィークリースタンスの実施

国等・都道府県・市区町村の発注業務において、ウィークリースタンスの適用割合  
(特記仕様書へウィークリースタンスの実施を位置づけているか否かを確認予定)

※ウィークリースタンスとは

業務や工事を円滑化かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事や職場の創造に努めることを目的に実施するものである。

・これまでの自己評価項目の達成率等を踏まえ、運用指針の「必ず実施すべき事項」から「予定価格の適正な設定」(工事)、「予定価格の公表状況」(工事)、「設計変更工事実施率」(工事)、「設計変更ガイドラインの策定・活用状況」(工事)及び、不調不落が及ぼす社会的影響(事業の進捗遅れ等)を踏まえ「不調・不落時における見積もりの活用」(工事)、新たな働き方改革として「ウィークリースタンスの実施」の計6項目を九州独自指標(案)として提案し、意見照会(アンケート)を行った。

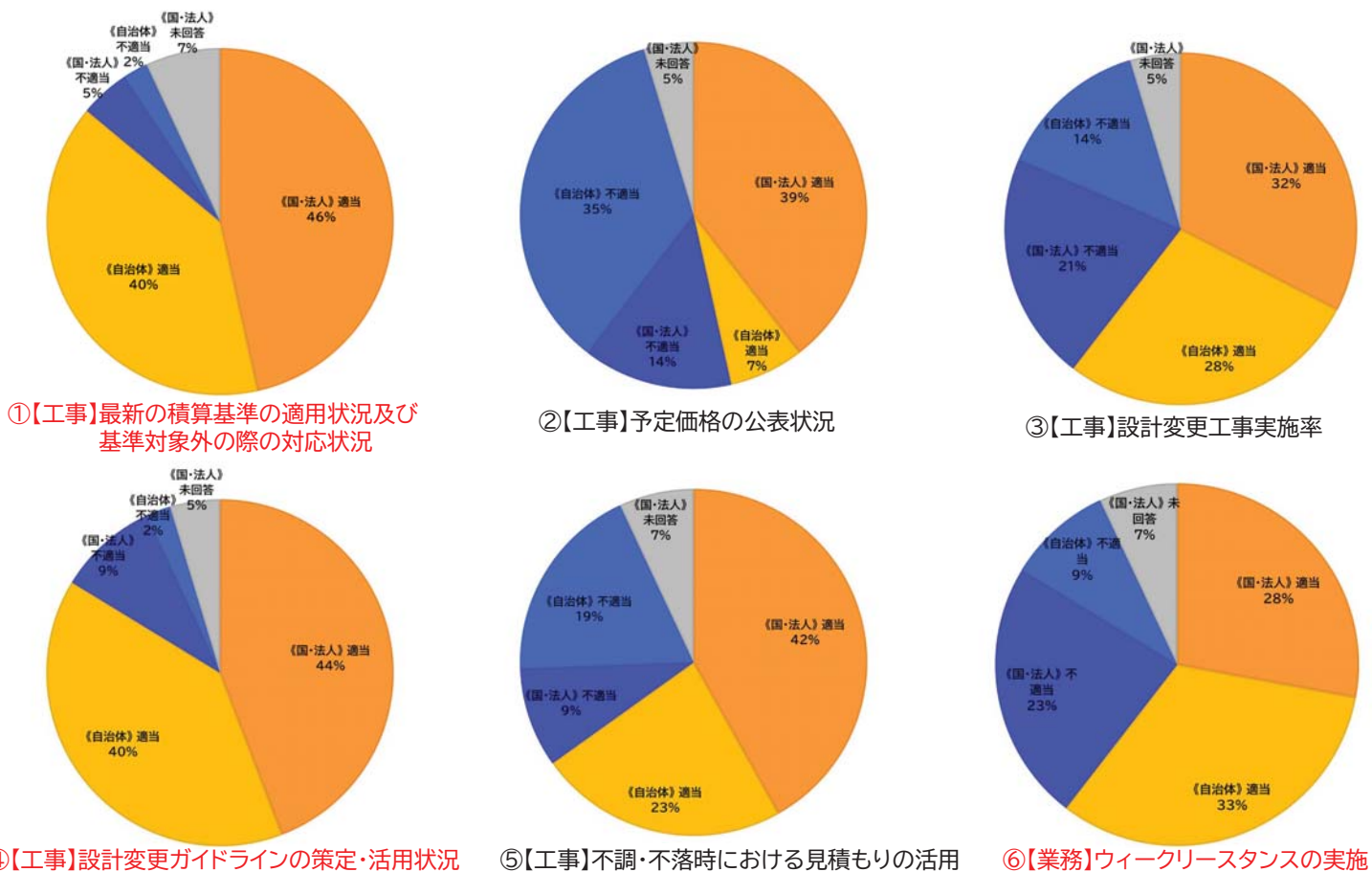
運用指針 (R2)	新・全国統一指標 (R2~) 九州独自指標(案) (R3~)		
	番号	項目	達成率 (R2.3)
必ず実施すべき事項	①	予定価格の適正な設定 (積算基準等)	64%
		歩切りの根絶	100%
		低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	25%
	②	予定価格の公表状況	26%
		施工時期の平準化	54%
		適切な工期設定	29%
		適切な設計変更	
	③	設計変更工事実施率	32%
	④	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	38%
		発注者間の連携体制の構築	-
実施に努める事項		ICTを活用した生産性向上	
		入札契約方式の選定・活用	
		総合評価方式の改善	
		見積もりの活用	76%
		余裕期間制度の活用	
		工事中の施工状況の確認	
	受発注者の情報共有・協議の迅速化		

運用指針 (R2)	新・全国統一指標 (R2~) 九州独自指標(案) (R3~)			
	番号	項目		
必ず実施すべき事項		低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	
		履行期間の平準化	地域平準化率	
		適正な履行期間の設定	⑥ ※ウィークリースタンスの実施	
		適切な設計変更		
		発注者間の連携体制の構築		
	実施に努める事項		ICTを活用した生産性向上	
			入札契約方式の選定・活用	
			プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用	
			履行状況の確認	⑥ ※ウィークリースタンスの実施
			受発注者の情報共有・協議の迅速化	

※ウィークリースタンスとは  
業務や工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事や職場の創造に努めることを目的に実施するものである。

## 【アンケート結果】九州独自指標の項目について

九州独自指標として適当 (オレンジ) 九州独自指標には不適当 (青) 未回答 (グレー)



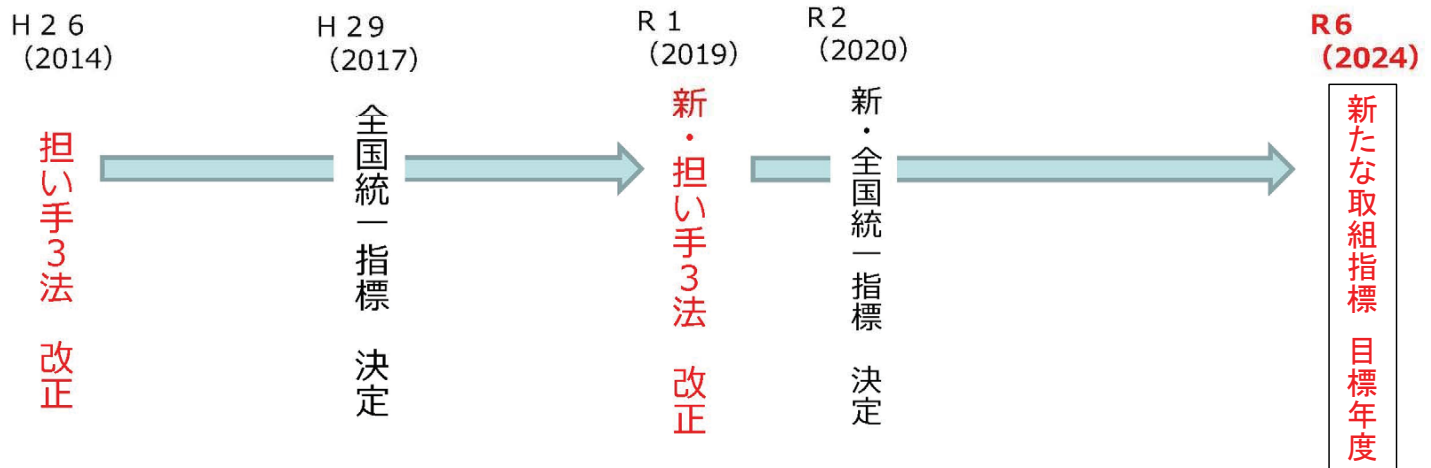
- アンケートの結果、提案した6指標の中から九州独自指標の3指標を設定。理由としては下記のとおり。
  - ①【工事】最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況と、④【工事】設計変更ガイドラインの策定・活用状況については、**全体の8割以上が「九州独自指標として適当である」という結果**であり、意見としても**「発注者の責務として取り組むべきことであり、指標にすることは適当」という意見がみられたため。**
  - ⑥【業務】ウィークリースタンスの実施については、全体の6割が「九州独自指標として適当である」という結果であった。また、「要領や実績がない」という否定意見のある一方で、**「働き方改革についての受発注者間の意識改革のためにも必要である」という前向きな意見もみられたため。**
- ※③【工事】設計変更工事実施率、⑤【工事】不調・不落時における見積もりの活用において、「九州独自指標として適当である」との回答割合が⑥【業務】ウィークリースタンスの実施と同程度であったが、品確法改正に『業務』が追加されたことを踏まえて、⑥【業務】ウィークリースタンスの実施を指標とすることとした。

アンケート結果を踏まえ、九州独自指標としては3項目を設定。  
※九州独自指標の実績値について、毎年度公表していく予定

## 5. 新たな取組指標の目標値について

○新・全国統一指標及び九州独自指標は、令和2年秋以降に公表予定。  
 ○新・全国統一指標及び九州独自指標の目標値は、実績値(H30、R1、R2)を基準として、法改正より5年後の**令和6年度**にどのような値を目指すかについて定めることとする。

## ■目標年次



# 新・全国統一指標 目標値

指標分類	九州ブロック方針	目標値 (R6)
<b>《指標①》</b> 地域平準化率 (施工時期の平準化)  $\frac{(4\sim6\text{月期の工事平均稼働件数})}{(\text{年度の工事平均稼働件数})}$	各発注機関において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の施工時期等の平準化を推進する。 ①計画的な発注の推進 (早期発注や債務負担行為の適切な活用) ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応	R6年度までに九州ブロックにおける <b>地域平準化率 (九州ブロック単位) 0.80</b> を目指す。 ※R1全国1位0.80
<b>《指標②》</b> 週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)  $\frac{\text{週休2日対象工事件数 (公告等)}}{\text{全工事件数 (公告等)}}$	全ての発注機関 (国、法人等、県、市町村) の発注工事 (災害等の緊急を要する工事を除く) が週休2日対象工事となるように改善を図る。 ※災害等の緊急を要する工事を除く全ての工事を対象とする。	R6年度までに九州ブロックにおける <b>実施率 (九州ブロック単位) 0.90</b> を目指す。
<b>《指標③》</b> 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)  $\frac{(\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数})}{(\text{年度の発注工事件数})}$	各発注機関の実情を踏まえ、ダンピング対策として低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定率を上げていく。	R6年度までに九州ブロックにおける <b>実施率 (九州ブロック単位) 1.00</b> を目指す。
<b>《指標①》</b> 地域平準化率 (履行期限の分散)  $\frac{(\text{第4四半期 [1~3月] に完了する業務件数})}{(\text{年度の業務稼働件数})}$	各発注機関において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の履行期限の分散を推進する。 ①計画的な発注の推進 (早期発注や債務負担行為の適切な活用) ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる業務等への適切な対応	R6年度までに九州ブロックにおける <b>地域平準化率 (九州ブロック単位) 0.40</b> を目指す。 ※九州ブロックのR1実績 0.47
<b>《指標②》</b> 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)  $\frac{(\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数})}{(\text{年度の発注業務件数})}$	各発注機関の実情を踏まえ、ダンピング対策として低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定率を上げていく。	R6年度までに九州ブロックにおける <b>実施率 (九州ブロック単位) 1.00</b> を目指す。



指標分類		九州ブロック方針	目標値 (R6)
工事	《指標①》 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)	全ての発注機関(国、法人等、県、市町村)で最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し活用するように改善を図る。	R6年度までに九州ブロックにおける <b>指標値αの100%達成</b> を目指す。
	a:最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を整備し活用 b:最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は整備していない c:その他 (※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む)		
業務	《指標②》 設計変更ガイドラインの策定・活用状況	全ての発注機関(国、法人等、県、市町村)で設計変更ガイドラインを策定し、これに基づき適切な設計変更を行うように改善を図る。	R6年度までに九州ブロックにおける <b>指標値αの100%達成</b> を目指す。
	a:ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c:設計変更を実施していない		
業務	《指標③》 ウィークリースタンスの実施	全ての発注機関(国、法人等、県、市町村)で、ウィークリースタンスの実施を位置付けるように改善を図る。	R6年度までに九州ブロックにおける <b>指標値αの100%達成</b> を目指す。
	a:特記仕様書へウィークリースタンスの実施を位置付けている b:特記仕様書へウィークリースタンスの実施を位置付けていない		

25

## 新・全国統一指標 実績値と目標値

## ①地域平準化率(施工時期の平準化)(工事)

$$\text{地域平準化率(件数)} = (\text{4~6月期の工事平均稼働件数}) / (\text{年度の工事平均稼働件数})$$

	実績	目標値
	R1	R6
九州全体	0.70	0.80
国、法人全体	0.80	0.80
福岡県全体	0.69	0.80
佐賀県全体	0.67	0.80
長崎県全体	0.65	0.80
熊本県全体	0.78	0.80
大分県全体	0.80	0.80
宮崎県全体	0.67	0.80
鹿児島県全体	0.61	0.80

※九州全体:九州ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、県、市町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

※国全体:九州ブロック管内の国発注の全ての工事を足し合わせて算出(国土交通省、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる)

※県全体:各県管内の県、市町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

26

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)(工事)

週休2日対象工事の実施状況＝週休2日対象工事件数(公告等)／全工事件数(公告等)

	実績	目標値
	R1	R6
九州全体	0.26	0.90
国、法人全体	0.55	0.90
福岡県全体	0.05	0.90
佐賀県全体	0.06	0.90
長崎県全体	0.38	0.90
熊本県全体	0.06	0.90
大分県全体	0.69	0.90
宮崎県全体	0.17	0.90
鹿児島県全体	0.52	0.90

※九州全体:九州ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、県、市町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

※国全体:九州ブロック管内の国発注の全ての工事を足し合わせて算出(国土交通省、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる)

※県全体:各県管内の県、市町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)(工事)

実施率(件数)＝

(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)／(年度の発注工事件数)

	実績	目標値
	H30	R6
九州全体	0.93	1.00
福岡県全体	0.92	1.00
佐賀県全体	0.71	1.00
長崎県全体	0.99	1.00
熊本県全体	0.95	1.00
大分県全体	0.98	1.00
宮崎県全体	0.98	1.00
鹿児島県全体	0.88	1.00

※県全体:各県管内の県、市町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

①地域平準化率(履行期限の分散)(業務)

第4四半期納期率(件数) =  
(第4四半期[1~3月]に完了する業務件数) / (年度の業務稼働件数)

	実績	目標値
	R1	R6
九州全体	0.47	0.40
国、法人全体	0.55	0.40
福岡県全体	0.53	0.40
佐賀県全体	0.44	0.40
長崎県全体	0.52	0.40
熊本県全体	0.49	0.40
大分県全体	0.40	0.40
宮崎県全体	0.35	0.40
鹿児島県全体	0.41	0.40

※九州全体:九州ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、県、政令市発注の全ての業務を足し合わせて算出  
 ※国全体:九州ブロック管内の国発注の全ての業務を足し合わせて算出(国土交通省、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。)  
 ※県全体:各県管内の県、政令市発注の全ての業務を足し合わせて算出

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)(業務)

実施率(件数) =  
(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) / (年度の発注業務件数)

	実績	目標値
	H30	R6
九州全体	0.49	1.00
福岡県全体	0.13	1.00
佐賀県全体	0.99	1.00
長崎県全体	0.90	1.00
熊本県全体	0.98	1.00
大分県全体	0.00	1.00
宮崎県全体	0.93	1.00
鹿児島県全体	未集計	1.00

※県全体:各県管内の県、政令市の全ての工事を足し合わせて算出

## ①最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(工事)

対応状況 = aの機関数 / 全機関数

- a: 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を整備し活用  
 b: 最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は整備していない  
 c: その他(※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む)

	実績	目標値
	R1	R6
九州全体	64%	100%
国、法人全体	92%	100%
福岡県全体	44%	100%
佐賀県全体	67%	100%
長崎県全体	95%	100%
熊本県全体	76%	100%
大分県全体	42%	100%
宮崎県全体	100%	100%
鹿児島県全体	34%	100%

※九州全体:九州ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、県、市町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

※国全体:九州ブロック管内の国発注の全ての工事を足し合わせて算出(国土交通省、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる)

※県全体:各県管内の県、市町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

## ②設計変更ガイドラインの策定・活用状況(工事)

策定・活用状況 = aの機関数 / 全機関数

- a: ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施  
 b: 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施  
 c: 設計変更を実施していない

	実績	目標値
	R1	R6
九州全体	39%	100%
国、法人全体	56%	100%
福岡県全体	28%	100%
佐賀県全体	33%	100%
長崎県全体	86%	100%
熊本県全体	35%	100%
大分県全体	68%	100%
宮崎県全体	22%	100%
鹿児島県全体	25%	100%

※九州全体:九州ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、県、市町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

※国全体:九州ブロック管内の国発注の全ての工事を足し合わせて算出(国土交通省、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる)

※県全体:各県管内の県、市町村発注の全ての工事を足し合わせて算出



## ①ウィークリースタンスの実施(業務)

実施状況 = aの機関数 / 全機関数

 a: 特記仕様書へウィークリースタンスの実施を位置付けている  
 b: 特記仕様書へウィークリースタンスの実施を位置付けていない

	実績	目標値(案)
	R1	R6
九州全体	5%	100%
国、法人全体	20%	100%
福岡県全体	5%	100%
佐賀県全体	0%	100%
長崎県全体	5%	100%
熊本県全体	2%	100%
大分県全体	16%	100%
宮崎県全体	4%	100%
鹿児島県全体	0%	100%

※九州全体: 九州ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、県、市町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

※国全体: 九州ブロック管内の国発注の全ての工事を足し合わせて算出 (国土交通省、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる)

※県全体: 各県管内の県、市町村発注の全ての工事を足し合わせて算出